

2021年メディア関係判例回顧

# 地番の報道はプライバシー侵害か

——テレビ司会者による名誉毀損も問われる

京都大学 大学院法学研究科教授 曾我部 真 裕

本稿では、2021年1月から12月までのメディア・報道に関連した裁判例を概観する。前年に引き続き、名誉毀損関係のケースが目立った。

## 電子メール送信者の身元開示

報道機関との関係は薄いが、昨今注目されているテーマに関連する最高裁判例として重要なものとして、まず、最高裁3月18日決定を紹介する。

同決定は、脅迫的表現を含む電子メールの受領者が、プロバイダに対して当該メールの送信者情報（氏名、住所等）の開示を求めたところ、認めなかった。

プロバイダ責任制限法の定める発信者情報開示制度（21年に改正されたことは記憶に新しい）は、電子メールには適用されず、本件は民事訴訟法の定める証拠保全の申し立ての手続きによるものであるが、最高裁は、送信者情報は「通信の秘密」として保護されるため、プロバイダは開示の義務を負わないとした。

## 同和地区所在地一覧の公開

被告出版社らが、全国の同和地区の所

在地を一覧化したものを書籍として発行しようとし、また、これをネット上に公開したことなどが違法だとして部落解放同盟等が出版差し止め・ウェブサイト削除や損害賠償の請求を行った。東京地裁9月27日判決は、プライバシー侵害の違法性を認め、原告らの請求を認容した。

ある個人の住所または本籍が同和地区内にあると公表するのがプライバシー侵害となることは当然あり得るが、このことと、ある地区が同和地区であるとの情報を公開することは同じではない。後者は地区の性格に関する言明であり、個人のプライバシーとは直結しないからである。しかし、本判決は、後者によって調査が容易になる点に着目し、両者を同視することによって後者のプライバシー侵害性を認めたもので、注目される。その上で、同和地区の所在が社会的に正当な関心事であるとはいい難く、公開の目的も公益を図るためのものではないとして、違法性を認めた。

## 被疑者の住所の詳細報道

報道との関係で注目されたプライバシー侵害訴訟としては、被疑者が逮捕され



そがべ・まさひろ=1974年生まれ。専門は憲法・情報法。京大准教授、パリ政治学院客員教授などを経て、2013年から現職。「反論の自由と表現の自由」「憲法とゆくえん」(共著)など著書多数。

たとの静岡新聞の記事において、被疑者の住所を地番に至るまで記載したことの違法性が争われたものがある。しかも、地裁と高裁の判断が分かれた。

まず、静岡地裁5月7日判決は、被疑事実の重大性や社会的関心の高さからすれば、逮捕された事実を原告らを特定するための情報と共に報道する必要性は高いとしつつも、住所が地番まで報道されることによる原告らの私生活上の悪影響が大きいため、地番まで記載せずとも同姓同名等の別人との混同は避けられることなどから、違法なプライバシー侵害であるとした。

これに対して東京高裁11月18日判決は、地番の記載の有無により、私生活上の平穏が害されるおそれに格段の違いがあったかは明らかではないこと、この点に関する新聞各社の対応はさまざまであ

り、地番を公表することが一律に許されないとする社会通念があるとはまではいえないことなどから、違法なプライバシー侵害とはいえないとした。

もつとも同判決は、この判断は少なくとも本件記事の掲載時点でのものであり、今後、社会的な議論が期待されるとしているほか、テレビの逮捕報道における自宅映像の取り扱いにも言及しているなど、本件は報道各社において検討を深める材料を提供しているものと言える。

## ニユース女子事件

以下しばらく、名誉毀損が問題となった判決を論点別に紹介するが、その前に、社会的にも注目され、また、興味深い論点を複数含むものとして、東京地裁9月1日判決を紹介する。

東京地裁9月1日判決は、DHCテレビジョン(被告1)が制作し東京メトロポリティカテレビ等で放送された「ニユース女子」という番組(司会は元東京新聞論説副主幹の長谷川幸洋氏。同氏が被告2である)が、原告であり人権活動家の辛淑玉氏が沖繩の反基地運動において暴力や犯罪行為がなされることを認識・認

容した上でこれをあおっているという事実を摘示し、同氏の名譽を深刻に毀損するとし、被告1に対し550万円という高額な慰謝料と謝罪文の自社サイトへの掲載という厳しい内容を命じた。

他方、判決は、司会者である被告2については名誉毀損責任を負わないとした。それは、司会者は台本に沿って各出演者に発言を促す役割を担う者であり、出演者の発言それぞれについて真実ではないのではないかと疑って否定等を行うことは番組の制作意図から外れるなどのほか、事前収録の番組では不適切な発言は編集作業で対応されるため、司会者が否定等を行うことは予定されていないからである。

さらに判決は、反訴として同時に審理された、辛氏の発言が被告2の名譽を毀損するという主張については、「自己の正当な利益を擁護するためやむを得ず他人の名譽、信用を毀損するような言動をした場合、かかる行為は、その他人の言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度を超えない限り、先行する言論に対抗する正当な言論の行使として許容される」として、名誉毀損の成立を否定した。

## 同定可能性

名誉毀損が成立する大前提として、当該表現が原告に関するものであることが読者に認識される必要がある。この同定可能性と呼ばれる論点は、匿名あるいは仮名での表現の際に特に問題となる。その判断は、一般の読者ではなく、原告と面識があるなどして一定の予備知識がある者を基準に行うべきものとされている（最高裁03年3月14日判決）。

まず、京都地裁9月30日判決を紹介する。官公庁の庁舎内食堂の運営を担っていた企業を含む複数の企業を経営する人物が元暴力団員である疑いがあることなどを述べる週刊ポストの記事につき、当該人物が原告となり名誉毀損を主張した訴訟である。同記事中、経営者は「H氏」というイニシャルで表記されていたにとどまるため、同定可能性が問題となった。この点について京都地裁は、本件記事にはHの経歴や活動について詳しい言及があるため「原告を知る者であれば、Hが原告であると同定することは十分に可能であり、本件記事の内容等からすれば、それらの者からさらに伝播することも十分

分想定される」とした。

次に、難病を抱える幼児を虐待死させた疑いで起訴された夫婦をモデルとした漫画に関する訴訟でもこの点が争われた。本件漫画は、登場人物の氏名は架空のものであったが、幼児の死亡をめぐる事実関係は実際と同様のものとして描かれていたため、原告らと面識があったり、報道を通じたりして原告らに関する情報のいくつかを知る者等にとつて同定可能性は容易に認められると判断された（大阪地裁12月24日判決）。

なお、後述の東京地裁11月30日判決は、漫画家のはすみとしこ氏によるジャーナリストの伊藤詩織氏に関するイラスト画を名誉毀損に当たるなどとしたものであるが、この画の登場人物には伊藤氏とは別の名がつけられていたものの、一般人からしても同定可能であるとされている。

## 名誉毀損訴訟における摘示事実

名誉毀損訴訟においては、そもその前提として、当該記事等によってどのような事実が摘示されたのかについて争われ、それが訴訟の帰趨に影響を及ぼすことがあり、本欄でも毎年取り上げている。

東京地裁11月15日判決では、カルロス・ゴーン氏の弁護士であった弘中惇一郎弁護士に關し、檢察幹部が「逃亡の謀議を黙認していたと疑われても仕方がない」と述べた旨の記述を含む読売新聞の記事に關し、単にそのような発言があったことを摘示しているのではなく、檢察幹部による論評を述べたものと認定された。

東京地裁9月21日判決は、政府の国家战略特区ワーキンググループの座長代理を務める原告の原英史氏あるいは同氏に近いコンサルティング会社が、特区認定を希望する法人と不明朗な関係を持つていることを報じる毎日新聞の記事に関するものである。原氏は、この記事は上記法人から直接または間接に指導料を受領したとの事実を摘示するものと主張したが、判決は、摘示されているのは指導料を受領したのが上記コンサル会社であるという事実であるとした。

さらに、オウム真理教の元信者である菊地直子氏が、12年6月に逮捕された際及び15年11月に控訴審で無罪判決を受けた際の報道が名誉毀損であるとして報道各社を相手取って提起した複数の訴訟の判決を見ると、記事の書きぶり及び裁判所による摘示事実の認定のあり方によつ

て判断が分かれ得ることが示されている。これらに共通する重要な論点は、原告のサリン製造への関与について、当時その認識があったのかどうかである。東京高裁3月2日判決は、週刊新潮の記事について誤信相当性が認められないとし、東京地裁10月27日判決は、産経新聞の記事について同様の判断であった。

これに対して、東京地裁3月2日判決は、毎日新聞記事における「サリン製造現場にいた元信者が捜査機関に対し、(略)原告には危険物を作っていたとの認識があったはずである旨を供述している」との事実摘示については、誤信相当性があったとした。

### 真実性・誤信相当性

この点が争われたケースは21年も多いが、特徴的なものとして、まず、前述の京都地裁9月30日判決を挙げたい。地裁は、原告(日氏)の反論が詳しく紹介されていることなどからして、本件記事で摘示された事実、「原告が暴力団に所属していた」というものではなく、「過去に暴力団に所属していた疑惑がある」というものだったとして、疑惑の存在に

ついて真実性・誤信相当性の立証を求めた。その際「確証までではないにしても、その疑惑が存在するといえる程度までに、相応の根拠によって裏付けられていることが必要である」と述べる。もともと、具体的な判断ではかなり厳格な態度をとって真実性・誤信相当性を否定したため、疑惑の存在を立証対象としたことの意義はほやけてしまった。

東京地裁3月24日判決は「金融庁『圧力』疑惑の張本人 野田聖子総務相を操る元暴力団員の夫」との見出しの週刊文春の記事のうち、野田議員の夫が元暴力団員であったとの事実摘示については、「被告において行い得る裏付け取材を経た上で、これが真実であると認識したこととは相当といえる」とした。

名古屋地裁10月29日判決では、公立病院の部長職にあった医師(原告)が製薬会社からの治験委託料を私的流用してキヤクラ通いをしているなどとする毎日新聞の記事につき、取材記者は情報提供者および捜査関係者がその旨を明確に述べたわけではないにもかかわらず、推測でそのように理解し、また、上記病院や製薬会社への裏付け取材も行わなかったことから、真実性・誤信相当性がないと

された。なお、上記情報提供者に関して、その発言内容からすると、原告に悪感情を持っていた可能性が否定できず、情報提供内容の信憑性を慎重に検討すべきであったとの指摘もなされている。

また、プロ野球・巨人軍のトレーナーが女性にわいせつ行為をしたとのフライデーの記事について、取材源たる当該女性の証言は信用できないため真実性は認められず、取材も極めて不十分であった誤信相当性も認められないとされた(東京地裁立川支部4月22日判決)。

### 論評による名誉毀損の成否

論評による名誉毀損については、公共性、公益目的性、前提事実の真実性または誤信相当性が認められる場合には、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、違法性を欠くとされる(公正な論評の法理)。

東京地裁2月5日判決は、戦史・紛争史研究家の山崎雅弘氏のツイートを自身に対する名誉毀損に当たるとする作家の竹田恒泰氏の訴えに関するものである。判決は、公正な論評として違法性を欠くとして、竹田氏の請求を棄却した。

この事件でやや問題となったのは「人権侵害常習犯の差別主義者」等の表現が穏当さを欠き、意見・論評の域を逸脱するのではないかとという点である。判決は、山崎氏が、要は強い危機感からこうした表現を用いたものだとして事情をくみ、また、竹田氏においても他者に対する批判の中で攻撃的・侮蔑的表現を多数使用していることからして一定の批判は甘受すべきだとして、上記の表現も論評の域を逸脱するものではないとした。

### 免責事由が争われない事例

ここまで見てきたように、名誉毀損事件では、結果的に責任が認められる場合であっても、免責事由（真実性・誤信相当性あるいは公正な論評）が主張されて争われることが多い。これに対して、21年はこうした主張が全くあるいはほとんどなされない事例が目立った。多くはネット上の端的な誹謗中傷であり、この問題が社会的注目を集めたこともあって提訴や告訴に踏み切ることが増加したというところかもしれない。他方、残念ながら月刊誌などにおいても皆無ではなかった。福岡高裁5月26日判決は、あおり運転

の被疑者の勤務先でその父が経営する会社だとして社名や所在地を5ちゃんねるに投稿したことにつき名誉毀損罪（罰金30万円）が成立するとした刑事判決である（最高裁9月6日決定は上告を棄却）。

東京地裁3月16日判決及び控訴審の東京高裁11月9日判決は、NHKのディレクターが京都アニメーション放火事件に関与したことを伺わせる記事をウェブサイトに投稿しツイートもしたことについて、名誉毀損が成立するとした。また、同様のブログ記事を公開した個人についても名誉毀損責任が認められている（東京地裁12月20日判決）。

伊藤詩織氏に対するツイートが名誉毀損だとされた判決として、東京地裁7月6日判決は、「伊藤詩織って偽名じゃねーか!」という実業家の大澤昇平氏のツイートが名誉毀損に当たるとした。また、前述の同地裁11月30日判決は、はすみとしこ氏による伊藤氏に関するイラスト画も名誉毀損に当たるなどとされた。

雑誌や単行本においても、裏付けがかなり希薄なまま名誉毀損責任が認められたケースが複数見られ、懸念される。前述のニュース女子事件もこれに近いものとして位置付けられよう。

東京地裁10月6日判決は、ジャーナリストの安田純平氏が「人質ビジネス」に加担しているとした月刊誌*WILL*の記事が名誉毀損だとされた。ここでは、免責事由は主張すらされていない。

東京地裁3月10日判決及び控訴審の東京高裁12月2日判決は、「徹底検証『森友・加計事件』朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪」と題する書籍が朝日新聞社に対する名誉毀損に当たるとして、著者の小川榮太郎氏と版元の飛鳥新社に損害賠償を命じた。被告側は、問題とされた15の記述の多くについて、意見ないし論評の表明であると主張するにとどまり、真実性や誤信相当性を十分に主張し得なかった。なお、被告側は、本件では朝日新聞社は紙面での反論が可能であるから、訴権の乱用だとも主張した（いわゆるスラップ訴訟だという趣旨だと思われる）が、退けられた。

### チーフプロデューサーの責任

番組の司会者は原則として名誉毀損責任を負わないことは前述のニュース女子事件判決で示されたが、チーフプロデューサー（CP）の責任については地裁と

高裁とで立場が分かれた。

東京地裁3月17日判決は、タレントの細川茂樹氏が、TBSテレビの番組が名誉毀損に当たるとして同番組のCPの責任を追究した事案において、同CPは重層的・多元的なTBSとしての意思決定がされる一過程に関与したという域を出ないため、個人として責任を負うことはないとした。これに対して東京高裁12月22日判決は、同CPの行為及び意思決定が当該番組の内容を實質的に確定させ、その放送をする上で必要不可欠なものであったとして、個人としての責任を認めた。

### 紹介済みの名誉毀損事件

昨年までの本欄で紹介済みの判決のう

ち、控訴審や上告審で独自の判断を實質的にしなかったものをまとめて紹介する。

NPO法人「言論NPO」における不明朗な経理処理を指摘する週刊文春の記事に対する訴訟は、真实性を認めた高裁判決が確定した(最高裁3月10日決定)。

朝日新聞元記者の植村隆氏の記事を西岡力氏らが捏造ちやうぞうだとしたことによる訴訟は、名誉毀損不成立だとする判断が確定した(最高裁3月11日決定)。

奈良県会議長と元暴力団組長との交際疑惑を報じる奈良新聞の記事については、真实性・誤信相当性を否定する高裁の判断が確定した(最高裁10月1日決定)。

東京高裁5月12日判決は、在日コリアンを親にもつ少年に対する不当に差別的なブログ記事につき、地裁判決を支持し

て著しい侮辱、中傷だとして慰謝料等の支払いを命じた。なお、悪質性が強調され、慰謝料額が増額されている。

タレントの太田光氏が大学を裏口入学した旨の週刊新潮の記事につき、東京高裁12月24日判決は、地裁に引き続き名誉毀損の成立を認めた。新たな主張に対応して、真实性・誤信相当性について追加的な判断がされている。

福岡の生活協同組合の商品カタログにおいて福岡県の商品が意図的に外されているとする福岡民友の記事につき名誉毀損の成否が争われた訴訟で、福岡高裁8月20日判決は、地裁を支持して名誉毀損の成立を認めた。